



介護保険ガイド

● 介護保険広報シリーズ①⑦ ●

利用者負担軽減

利用者負担を軽減するため、次のようなサービス利用料の軽減制度があります。
軽減を受けるために、利用する事業所へ証を提示してください。

①食費・居住費（滞在費）の軽減【負担限度額認定】

介護保険施設や、短期入所（ショートステイ）利用時にかかる食費・居住費（滞在費）を軽減するものです。

対象者	住民税非課税世帯の方（生活保護を受けている方を含む） 預貯金が単身で1千万円、夫婦で2千万円を超えていないことが条件です。
-----	--

②訪問介護の利用者負担軽減【黒潮町独自事業】

訪問介護（ホームヘルパー）を利用したときの利用者負担（サービス費用の10%）を5%に軽減するものです。

対象者	世帯全員の収入の合計が年間120万円以下の方（生活保護を受けている方を除く）
-----	--

③社会福祉法人などによる利用者負担軽減

介護サービス事業者である社会福祉法人などが、利用者負担額の一部を負担し、利用者負担を軽減するものです。

対象者	世帯全員が住民税非課税で年間収入（仕送りや非課税収入を含む）が単身世帯で150万円、世帯員が増えるごとに50万円加算した額以下であることや預貯金の額などの条件があります。
-----	---

④離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減

佐賀地域は、厚生労働大臣が定めた離島等地域に該当し、そこに所在する居宅介護サービス事業所が提供する訪問介護サービスについては、サービス確保の観点から介護報酬として15%の特別地域加算が実施されており、利用者負担額も15%の増額となっています。このため、離島等地域でない住民との負担の均衡を図る観点から、社会福祉法人などのサービス事業者が利用者負担（サービス費用の10%）を9%に軽減するものです。

対象者	住民税本人非課税の方（生活保護受給世帯に属する方を除く）
-----	------------------------------

●申請手続きについて

利用者負担の軽減を受けるためには申請が必要です。申請書の記入方法や必要書類については、介護保険係（本庁）や総合窓口第2係（佐賀支所）、またはケアマネジャーにご相談ください。

●有効期限と更新手続きについて

有効期限は、8月1日～翌年の7月31日まで（随時受付分は、申請した月の初日から7月31日まで）です。※令和2年1月～7月申請の場合、有効期間は令和2年7月31日までとなります。

現在、軽減を受けている方も、令和2年8月1日以降も引き続き軽減を受ける場合は更新申請が必要です。更新の対象となる方にはお知らせしますので、お早めに手続きをお願いします。

介護保険料は大切な財源です。安心で便利な口座振替を利用して納付期限までにお納めください。

○お問い合わせ 本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116